



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布します。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第31号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)
の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)

- 9 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域において
行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるものに従
事した職員に対しては、別表第5に掲げる特殊現場作業手当とし
て、作業1日につき2万円を超えない範囲内において作業の実態
その他の事情を考慮して知事が人事委員会と協議して定める額を
支給する。
- 10 前項の規定による特殊現場作業手当の支給については、第24条
の規定は適用しない。
- 11 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖
地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に
対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した職員に対して
は、別表第5の規定にかかわらず、特殊勤務手当として死体処理
手当を支給する。
- 12 前項の手当の額は、作業1日につき1,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用す
る。

人 事 課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布し
ます。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第32号

長野県県税条例等の一部を改正する条例
(長野県県税条例の一部改正)

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次
のように改正する。

第21条の5中「5,000円」を「2,000円」に改める。

第31条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第39条の4の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条
第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第
4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同
条第3項とし、同条第1項中「から第39条の3まで」を「及び第
39条の2の2」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の
1項を加える。

第34条第2項の事業を行う個人が第39条の3の規定によって
申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告
又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円
以下の過料を科する。

第39条の6第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第40条の6第1項中「申告し」を「申告し、」に、「3万円」
を「10万円」に改め、同条第2項中「知事」を「、知事」に改め
る。

第40条の9第1項中「第39条の2の4第1項」を「第39条の2
の3第1項」に、「第39条の2の4第2項」を「第39条の2の3
第2項」に改める。

第40条の14第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第41条の7第1項及び第4項中「次条第1項」を「第41条の8
第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(県たばこ税に係る不申告に関する過料)

第41条の7の2 県たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく
て前条第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの規定
に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合におい
ては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指
定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第41条の8第1項中「前条第1項」を「第41条の7第1項」に
改め、同条第2項中「前条」を「第41条の7」に改める。

第50条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第50条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく
て第49条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の
提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、
10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指
定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第63条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第67条第1項中「、申告」を「申告」に、「3万円」を「10万
円」に改める。

第76条第1項、第77条の2第1項、第93条第1項及び第95条第
1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第107条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第146条第2号中「第17条第3項」の次に「、第17条の11」を
加え、「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改め、「第
8条第2項」の次に「若しくは第10条第3項」を加える。

附則第4条の4第1項第3号及び第4条の4の2第1項第2号
中「第41条の18」の次に「、第41条の18の2第2項、第41条の18
の3」を加える。

附則第4条の5中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条の次
に次の1条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第4条の6 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用があ
る場合における第21条の5第1項及び第2項並びに前条の規定
の適用については、これらの規定中「掲げる寄附金」とあるの
は、「掲げる寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定
の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金
の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の5第1項に
規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」
とする。

附則第5条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「す
べて」を「全て」に、「2,000頭」を「1,500頭」に改め、同条第
2項中「2,000頭」を「1,500頭」に、「すべて」を「全て」に、「前
条第1項」を「附則第4条の5第1項」に改める。

附則第12条中「平成23年10月31日」を「平成28年10月31日」に

改める。

附則第16条第2項の表中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構等」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等」に改め、同条に次の1項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部を専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の3第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第40条の9第1項、第6項及び第11項、第40条の10第3項並びに第40条の12第3項の規定の適用については、第40条の9第1項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条及び第40条の12において「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の3第2項に規定するものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの(以下この条、次条及び第40条の12において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、同条第6項中「第1項及び第2項」とあるのは「第1項」と、「につきこれら」とあるのは「につき第1項」と、「これら」とあるのは「、これら」と、同項第1号中「新築若しくは新築予定の又は取得若しくは取得予定の特例適用住宅又は既存住宅」とあるのは「新築又は新築予定の特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、同項第2号中「特例適用住宅又は既存住宅の新築若しくは新築予定又は取得若しくは取得予定年月日」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築又は新築予定年月日」と、同条第11項中「第1項又は第2項」とあるのは「第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、「第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「同項第1号」と、「特例適用住宅又は既存住宅の取得」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅の取得」と、「第1項第2号若しくは第3号又は第2項第2号」とあるのは「同項第2号又は第3号」と、同項第3号中「特例適用住宅又は既存住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、同項第4号中「特例適用住宅又は既存住宅の新築又は取得年月日」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築年月日」と、第40条の10第3項中「特例適用住宅を新築すること又は1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得する」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅を新築する」と、同項第3号中「又は取得予定の特例適用住宅又は既存住宅」とあるのは「の特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、同項第4号中「特例適用住宅又は既存住宅の新築予定又は取得予定年月日」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築予定年月日」と、第40条の12第3項第3号中「特例適用住宅又は既存住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、同項第4号中「特例適用住宅又は既存住宅の新築又は取得年月日」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築年月日」と

する。

附則第17条の2の2を附則第17条の2の3とし、附則第17条の2を附則第17条の2の2とし、附則第17条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税が非課税となる一般乗用車のバスに係る路線)第17条の2 法附則第12条の2の2第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして条例で定めるものは、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下の路線のうち、地域住民の生活上必要なものとして規則で定めるものとする。

(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成20年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第4項、第5項、第9項及び第11項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中長野県県税条例附則第16条の改正規定(同条に1項を加える部分に限る。) 平成23年10月20日

(2) 第1条中長野県県税条例第21条の5、第31条第1項、第39条の4、第39条の6第1項、第40条の6第1項及び第40条の14第1項の改正規定、同条例第41条の7を改め、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第41条の8の改正規定、同条例第50条の次に1条を加える改正規定、同条例第63条第1項、第67条第1項、第76条第1項、第77条の2第1項、第93条第1項、第95条第1項、第107条第1項、附則第4条の4第1項第3号及び附則第4条の4の2第1項第2号の改正規定、同条例附則第4条の5を改め、同条の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第5条第2項の改正規定(「前条第1項」を「附則第4条の5第1項」に改める部分に限る。)並びに次項の規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中長野県県税条例附則第5条第1項及び第2項の改正規定(同条第2項中「前条第1項」を「附則第4条の5第1項」に改める部分を除く。)並びに附則第3項の規定 平成25年1月1日

(県民税に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)第21条の5、附則第4条の5及び附則第4条の6の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第21条の5第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第5条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第1条の規定による改正前の長野県県税条例附則第5条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

4 新条例附則第17条の2の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

(過料に関する規定の適用)

5 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

税務課